一般貸切旅客自動車運送事業
経営許可申請について

一般貸切旅客自動車運送事業の許可には、道路運送法第６条の許可基準並びに同許可基準を具体化した各地方運輸局にて公示している公示基準（関東運輸局公示は「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」）の要件に適合していることが必要です。

許可申請書の記載事項及び添付書類は、「道路運送法第５条」、「道路運送法施行規則第４条第７項及び第６条」に規定されています。

関東運輸局　自動車交通部　旅客第一課
〒２３１－８４３３
神奈川県横浜市中区北仲通５－５７
横浜第２合同庁舎　１８階
ＴＥＬ　０４５－２１１－７２４５
ＦＡＸ　０４５－２０１－８８０２

申請書作成に当たっての注意事項

○　提出先及び提出部数
①提出先は、営業所の所在地を管轄する運輸支局です。
②提出部数は、関東運輸局長あてに一部
運輸支局用として一部
（申請者は申請者用として一部）

○　申請書様式
申請書はＡ４判縦、横書き、左とじにして下さい。

○　関東運輸局管内運輸支局

東京運輸支局	輸送部門	０３－３４５８－９２３１（内線１）
神奈川運輸支局	輸送部門	０４５－９３９－６８０１
埼玉運輸支局	輸送監査部門	０４８－６２４－１８３５（内線３）
群馬運輸支局	企画輸送監査部門	０２７－２６３－４４４０（内線１）
千葉運輸支局	輸送監査部門	０４３－２４２－７３３６（内線２）
茨城運輸支局	輸送監査部門	０２９－２４７－５３４８（内線１）
栃木運輸支局	企画輸送監査部門	０２８－６５８－７０１１
山梨運輸支局	企画輸送監査部門	０５５－２６１－０８８０

令和　　年　　月　　日

関 東 運 輸 局 長　殿

住　　所

氏名又は名称
代 表 者 名

電 話 番 号 ：
メールアドレス：

一般貸切旅客自動車運送事業
経　営　許　可　申　請　書

この度、下記のとおり一般貸切旅客自動車運送事業を経営したいので、道路運送法第４条及び第５条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 名

２．経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般貸切旅客自動車運送事業

３．許可に条件を付することを前提とした場合には、その条件

４．事業計画及び事業施設の概要

別 紙 の と お り

申請担当者連絡先
氏　　名：
電話番号：
FAX 番号 ：
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

（条件記載例）

・営業区域〇〇県で使用する事業用自動車は、車両の長さ８．９９メートル以下、かつ、旅客席数４９人以下に限る。

・車椅子での乗降装置、車椅子固定設備等を装備した車両を使用して旅客を運送する業務に限る。

・葬儀に参列する会葬客の運送に限る。

車種区分①（従前の車種区分）

大型車　　車両の長さ９メートル以上又は旅客席数５０人以上

中型車　　大型車、小型車以外のもの

（車両の長さ７メートルを超え８．９９メートル以下、

又は旅客席数３０人以上４９人以下）

小型車　　車両の長さ７メートル以下で、かつ旅客席数２９人以下

車種区分②（新たな車種区分）

大型車　　車両の長さ９メートル以上又は旅客席数５０人以上

中型車　　大型車、小型車、コミューター車以外のもの

（車両の長さ８メートルを超え８．９９メートル以下、

又は旅客席数３４人以上４９人以下）

小型車　　車両の長さ６メートル以上８メートル以下で、かつ旅客席数３３人以下

コミューター車　　車両の長さ６メートル未満で、かつ旅客席数１４人以下

（別　紙）

事業計画・事業施設概要書

１．事業計画

（１）営業区域　＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）主たる事務所の名称及び位置

名　　称	位　　置
事務所	

（３）営業所の名称及び位置

名　　称	位　　置	収容能力	備考
営業所		㎡	自己所有･借入
営業所		㎡	自己所有･借入

（４）営業所ごとに配置する事業用自動車の数（①または②のいずれかに記入）

①従前の車種区分を適用する場合（３車種）

営業所名	大型車	中型車	小型車	合　計
営業所	両	両	両	両
営業所	両	両	両	両

②新たな車種区分を適用する場合（４車種）

営業所名	大型車	中型車	小型車	ｺﾐｭｰﾀｰ車	合　計
営業所	両	両	両	両	両
営業所	両	両	両	両	両

申請車両の明細

番号	営業所名	車種区分	型式(登録番号)	旅客席数	全長	備考
バス①	営業所	大・中・小・コ		人	cm	自己所有・購入・ﾘｰｽ
バス②	営業所	大・中・小・コ		人	cm	自己所有・購入・ﾘｰｽ
バス③	営業所	大・中・小・コ		人	cm	自己所有・購入・ﾘｰｽ
バス④	営業所	大・中・小・コ		人	cm	自己所有・購入・ﾘｰｽ
バス⑤	営業所	大・中・小・コ		人	cm	自己所有・購入・ﾘｰｽ

※旅客席数は、乗車定員から運転席等を除いた席数（旅客が利用可能な席数）

（５）車庫の位置及び収容能力

営業所名	位　　置	収容能力	備考
営業所		㎡	自己所有･借入
営業所		㎡	自己所有･借入

２．事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要

営業所名	位　　置	収容能力	備考
営業所		㎡	自己所有･借入
営業所		㎡	自己所有･借入

添　付　書　類

１．所要資金及び事業開始に要する資金の内訳　別紙１……□
　イ．車両費・土地費・建物費・機械器具及び什器備品費の明細　別紙２……□
　ロ．計画する事業用自動車の使用権原を証する書面
　　・自己所有……電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項（以下「車検証（写）等」という。）
　　・購　　入……車検証（写）等、売買契約書（写）又は売渡承諾書（写）等
　　・リ ー ス……車検証（写）等、リース契約書（写）等
　　※事業用自動車の使用権原を証する書面それぞれに番号を記載すること
　ハ．運転資金・保険料・その他創業費等の明細　別紙３……□
２．自己資金の確保を裏付ける書面
　　・臨時総会議事録・増資計画表・出資金引受証・預金残高証明書（原本）等 ……□
３．事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類
　イ．施設の案内図、平面（求積）図、配置図……□
　ロ．施設の使用権原を証する書面
　　・自己所有…不動産登記簿謄本等……□
　　・借　　入…賃貸借契約書（写）等……□
　ハ．建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令に抵触しないことの書面（宣誓書等）……□
　ニ．車庫前面道路の道路幅員証明書……□
４．既存の法人にあっては、次に掲げる書類
　イ．定款又は寄付行為及び登記簿の謄本……□
　ロ．最近の事業年度における貸借対照表……□
　ハ．役員又は社員の名簿及び履歴書……□
５．法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類
　イ．定款（商法（明治３２年法律第４８号）第１６７条及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄付行為の謄本……□
　ロ．発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書……□
　ハ．設立しようとする法人が株式会社又は有限会社であるときは、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類……□
６．個人にあっては、次に掲げる書類
　イ．資産目録……□
　ロ．戸籍抄本……□
　ハ．履歴書……□
７．法人格なき組合にあっては、次に掲げる書面
　イ．組合契約書（写）……□
　ロ．組合員の資産目録……□
　ハ．組合員の履歴書……□
８．法第７条（欠格事由）各号に該当しない旨を証する書面及び法令遵守状況を証する書面（宣誓書等）（申請者及び常勤役員全員分）……□
９．事業用自動車の運行管理体制等を記載した書類
　イ．管理運営体制組織図……□
　ロ．安全統括管理者の資格要件及び就任することを証する書類（①証明印のある資格要件を証する書面（写）等②就任承諾書）……□
　ハ．運行管理者の資格要件及び就任することを証する書類（①運行管理者資格者証②就任承諾書）……□
　ニ．整備管理者の資格要件及び就任することを証する書類（①資格者証又は管理者手帳②履歴書③就任承諾書 等）……□
　ホ．運転者予定名簿、免許証（写）及び就任承諾書等……□
10．平成１７年国土交通省告示第５０３号（平成２５年国土交通省告示第１０７１号改正）で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書類（契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等）……□
11．社会保険等加入義務者が社会保険等に加入している書面
　イ．（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）……□
　ロ．労働保険／保険関係成立届出（写）……□
　ハ．社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨書面（宣誓書等）……□
12．運輸開始までに道路運送車両法第４８条に基づく点検整備を実施する計画があることを証する書類（概算見積書の写し、宣誓書等）……□
13．安全投資計画
14．事業収支見積書

関 東 運 輸 局 長　殿

宣　　誓　　書

　道路運送法に基づく本申請にかかわる事業用施設については、建築基準法、都市計画法及び消防法並びに農地法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏名又は名称

代 表 者 名

役員名簿

役　職　名	氏　　名	住　　所	常勤・非常勤別
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤
			常勤・非常勤

法人用

関 東 運 輸 局 長　殿

宣　　誓　　書

１．道路運送法第７条（欠格事由）各号に該当しておりません。

２．平成１２年１月６日付け関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の１．（１２）③に抵触しておりません。
　また、申請日前２年間において、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業の停止命令、認定の取消し及び営業の廃止命令の処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏名又は名称

代 表 者 名

個人用

関 東 運 輸 局 長　殿

宣　　誓　　書

１．道路運送法第７条（欠格事由）各号に該当しておりません。

２．平成１２年１月６日付け関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の１．（１２）③に抵触しておりません。

　また、同審査基準の１.（１２）③に定める期間において、私が業務を執行する常勤の役員として在任していた、又は在任している自動車運送事業を経営する法人「　　」が、道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により輸送施設の使用停止以上の処分及び使用制限（禁止）の処分を受けておらず、申請日前２年間において、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業の停止命令、認定の取消し及び営業の廃止命令の処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏　　名

一般貸切旅客自動車運送事業の管理運営体制組織図

１．指揮命令系統図

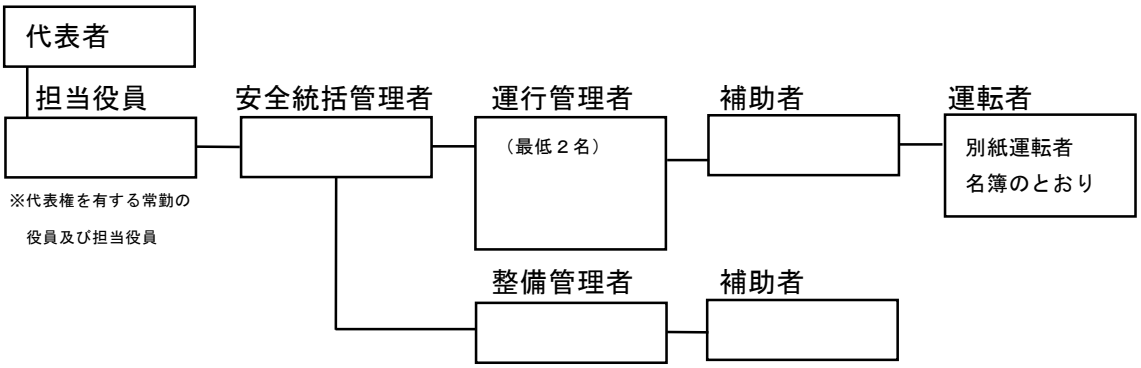

２．安全管理規程の有無　　有・無

３．運行管理規程の有無　　有・無

４．点呼実施体制

◯点呼担当者　（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿　◯点呼実施場所　＿＿＿＿＿＿＿＿

〇点呼実施方法　＿＿＿＿＿＿＿＿　◯営業所と車庫の連絡方法　＿＿＿＿＿＿＿＿

５．事故防止についての教育指導体制

◯教育担当者　（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿

◯教育指導内容　道路運送法、道路交通法、道路運送車両法、労働基準法、平成１３年１２月３日付け国土交通省告示第１６７６号その他関係法令等

６．事故処理連絡体制

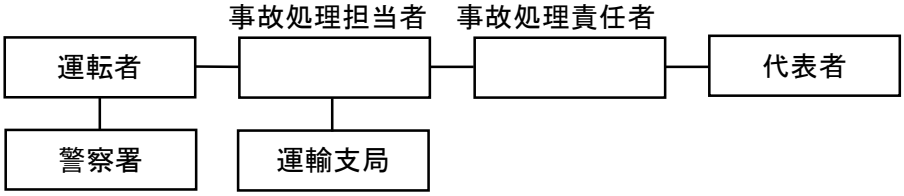

７．運行管理者（補助者）・整備管理者（補助者）選任予定者名簿

氏　名	役　　職	資　格　要　件

８．苦情処理体制

〇苦情処理責任者（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿

〇苦情処理担当者（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿

運転者予定名簿

運　転　者　氏　名	運　転　者　住　所

安全統括管理者の資格要件を証する書面

次の者は当社の社員であり、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の５の要件を備える者であることを証します。

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 名

選任した安全統括管理者：　＿＿＿＿＿＿＿＿

社内での役職　：　＿＿＿＿＿＿＿＿

安全統括管理者に選任した　＿＿＿＿＿＿＿＿　は次の業務に通算して三年以上従事の経験を有しています。

	イ．事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
	ロ．事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
	ハ．イ又はロに掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務

部署	主な業務	在職期間
		～
		～

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 名

令和　　年　　月　　日

（申請者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

住　　所
氏　　名

就　任　承　諾　書

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が関東運輸局に提出した一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可申請が許可になったときは、その安全統括管理者に就任することを承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

（申請者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

住　　所
氏　　名

就　任　承　諾　書

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が関東運輸局に提出した一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可申請が許可になったときは、その運行管理者に就任することを承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

（申請者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

住　　所
氏　　名

就　任　承　諾　書

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が関東運輸局に提出した一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可申請が許可になったときは、その整備管理者に就任することを承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

（申請者）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

住　　所
氏　　名

就　任　承　諾　書

申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が関東運輸局に提出した一般貸切旅客自動車運送事業の新規許可申請が許可になったときは、その運転者に就任することを承諾いたします。

関 東 運 輸 局 長　殿

宣　　誓　　書

道路運送法に基づく本申請にかかる自動車については、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（国土交通省告示第５０３号（平成２５年国土交通省告示第１０７１号改正））で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入することを宣誓します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏名又は名称

代 表 者 名

関 東 運 輸 局 長　殿

宣　　誓　　書

平成１２年１月６日付け関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の１．（１２）②に規定する社会保険等加入義務者が社会保険等に加入することを宣誓します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏名又は名称

代 表 者 名

関 東 運 輸 局 長　殿

宣　　誓　　書

平成１２年１月６日付け関東運輸局長公示「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」の１．（３）②（ロ）に規定する道路運送車両法第４８条に基づく定期点検整備を運輸開始までに実施することを宣誓します。

令和　　年　　月　　日

住　　所

氏名又は名称

代 表 者 名